

2019年7月25日

各位

公益財団法人日本ユニフォームセンター
繊維産業流通構造改革推進協議会

「独占禁止法」等法令遵守の再確認について

公益財団法人日本ユニフォームセンターと繊維産業流通構造改革推進協議会はユニフォーム製品等の取引に関する法令遵守の徹底と具体的な実行を進めるため、以下の事項について両団体の会員及びユニフォーム業界に関わる企業等に遵守をお願いする次第です。

1. 協議・情報交換等に係る禁止事項

両団体の会員企業、ユニフォーム業界に関わる企業は、ユニフォーム製品等の取引における際には、適正取引に疑念を持たせる次の各社の事業活動に関する事項について、協議、情報交換等をしてはならない。

① 価格に関する事項

(各社の価格、コスト、価格構成、価格変更の予定、値引き等)

② 数量に関する事項

(各社の現在又は将来の供給数量及び生産数量・生産能力・その他生産に関する計画等)

③ 販売先、販売地域、販売地域戦略、顧客戦略等に関する事項

④ 官公庁及び民間企業の発注に係わる入札・見積り合わせ等における、供給予定者や供給予定価格その他受注意欲・戦略・政策等に関する事項

⑤ その他独占禁止法に抵触するおそれのある事項

2. 防止策の実施

両団体の会員企業及びユニフォーム業界に関わる企業は上記、独占禁止法の遵守、及び独占禁止法に反する違反行為を防止するために必要な措置を具体的に実行する。

3. 研修・セミナーの開催

両団体は、会員企業及びユニフォーム業界に関わる企業に対して、適時、取引ガイドライン、独占禁止法及び下請法、コンプライアンス等に関する研修・セミナーを実施し、法令遵守の徹底を図る。

以上